

序 章

1 計画策定の背景及び目的

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部に位置し、大陸に近いという地理的特性から、古くから海外との交流が行われた、異国情緒を湛えた港町である。

長崎市の都市形成は、中世末期の元亀2年（1571）にポルトガル貿易港として開港され、ポルトガル貿易やキリスト教布教の拠点となったことに始まる。近世になると、江戸幕府の禁教政策によりキリシタンは潜伏の時代に入り、ポルトガル貿易も終焉するが、長崎は幕府が直轄する唯一の国際貿易港として、開国までの約218年間、長崎奉行による支配のもと、西洋や中国との経済、学術、文化交流の窓口となり、オランダや中国との交易によりもたらされる経済的な繁栄を享受しながら、独自の都市文化を形成した。今日においても江戸時代の町割りが残る長崎市の旧市街地では、寺社群、中島川の石橋群、長崎町家などの歴史的建造物が建ち並ぶ町並みを背景に繰り広げられる「長崎くんち」などの祭礼や行事が、市民の手により大切に守り育てられている。また、中国との長い交流の歴史をもつ長崎には、中国の旧正月の祭事を源流とする「長崎ランタンフェスティバル」などの行事が、唐寺や唐人屋敷跡などを主な舞台として行われており、これらの伝統的な祭礼や行事は、長崎の絢爛で国際色豊かな歴史文化を伝えている。

幕末の開国によって長崎は国際貿易港としての特権的地位を失うが、安政6年（1859）、長崎は新しい時代の貿易港として開港し、市街地南郊の大浦地区一帯に外国人居留地が造成された。居留地では、通商や外交、キリスト教の布教などの様々な活動が展開されるとともに、長崎は引き続き、西洋の技術や文化を導入する窓口となった。外国人居留地の地割りや教会、領事館などの西洋風の歴史的建造物は、東山手・南山手の重要伝統的建造物群保存地区に良好に残されており、市民の手による保存活動などが行われている。

現在の長崎市の市域は、江戸時代の旧幕府直轄領、旧大村藩領、旧佐賀藩深堀領及び旧佐賀藩諫早領で構成されているが、各地域は、政治的、経済的、文化的に密接に関わり合いながら、固有の風土のなかで特色ある文化を形成してきた。市北部の外海地区では、潜伏キリシタンにまつわる史跡やキリスト教信仰の復活後に建設された教会、授産施設などの歴史的建造物が、地産の結晶片岩を用いた石積集落景観のなかに佇んで、静かな祈りの空間を形づくっている。

昭和20年（1945）8月9日、長崎に投下された一発の原子爆弾により、市街地は壊滅的な被害を受け、多くの尊い人命が失われた。長崎市は、原子爆弾による被爆の惨禍から復興した被爆地の使命として、核兵器による惨禍が再び繰り返されることのないよう、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を発信する平和都市でもある。被爆建造物などが残る浦上天主堂や平和公園の一帯では、被爆者や平和案内人などによる被爆継承活動や、原爆犠牲者の魂を慰め、平和を希求する市民の祈りが営々と続けられている。

こうした歴史を背景に、長崎市においては、昭和63年（1988）に「長崎市都市景観条例」を制定、平成23年（2011）には市全域を計画区域とする「長崎市景観計画」を施行し、特に歴史的な特徴を有し、重点的に景観の保全や誘導を行う景観形成重点地区を指定して、個性ある都市景観の形成を図ってきた。また、保存整備や公有化を行った歴史的建造物の公開活用を図るとともに、平成27年

長崎市歴史的風致維持向上計画

(2015)には、文化財を長期的かつ計画的に保存・継承、活用し、個性あふれる魅力的なまちづくりを推進するためのマスタープランである「長崎市歴史文化基本構想」を策定するなど、まちづくり行政、文化財保護行政の両面から、特異かつ重層的な歴史を示す市街地環境の保全と歴史的建造物の保存・活用に取り組んできた。平成28年(2016)には長崎市長崎学研究所を開設し、これまで蓄積されてきた「長崎学」と呼ばれる長崎の歴史文化に関する成果の後世への継承、発展に取り組んでいる。観光行政においても、平成18年(2006)の「長崎さるく博'06」の開催を契機として、市民ガイドとの協働によるまち歩き観光「長崎さるく」を推進し、来街者への長崎の歴史文化の魅力の発信と理解促進に努めてきた。

一方で、劣化が進む歴史的建造物や、様々な事情により滅失を余儀なくされる歴史的建造物もあり、歴史的建造物の活用のあり方や周辺の市街地環境の整備にも依然として課題は多い。また、人口減少社会や少子高齢社会を迎えるなかで、長崎市においては今後、急速な人口減少が進むことが予測されており、地域コミュニティの機能低下による祭礼行事や活動の担い手の不足など、地域固有の歴史を反映した営みの継承に影響を及ぼすことが危惧される状況にある。

このような状況を踏まえ、本計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下、「歴史まちづくり法」という。)に基づき、まちづくり行政、文化財保護行政、観光行政及び市民が連携、協働して、長崎市固有の「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」(以下、「歴史的風致」という。)を守り育て、次世代へと継承していくことを目的として策定する。

なお、本計画は、長崎市第四次総合計画で目指す都市像である「個性あふれる世界都市 希望あふれる人間都市」の実現に向け、総合計画で示すまちづくりの方針、基本施策に沿って、「長崎市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図りながら推進していく。

2 計画期間等

計画名称	長崎市歴史的風致維持向上計画
策定主体	長崎市
計画期間	令和2年度(2020)から令和11年度(2029)まで

3 計画の策定体制及び経緯

本計画の策定にあたっては、平成27年度(2015)に「長崎市歴史的風致保存・整備委員会」を設置、平成30年度(2018)からは、歴史まちづくり法の規定に基づく法定協議会である「長崎市歴史的風致維持向上協議会」に移行し、計画内容について協議・検討を行った。また、庁内においては、景観推進室、文化財課を事務局として「長崎市歴史的風致維持向上計画策定に係る庁内調整会議」を設置し、関係する各部局が連携して検討を重ねるとともに、法を所管する文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省からの助言や支援を受けながら、本計画の策定に取り組んだ。

長崎市歴史的風致維持向上協議会名簿

区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	石橋 知也○	長崎大学大学院工学研究科システム科学部門 博士(工学) 准教授	都市計画
	野上 健紀	長崎大学多文化社会学部 教授	文化財
	村田 明久	長崎総合科学大学 名誉教授	建築史
	大田 由紀	長崎史談会 理事	日本近世史
関係団体	桐野 耕一◎	長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長	まちづくり
	鉄川 進	(一社)長崎県建築士会 会長	建築 まちづくり
	嘉松 宏樹	宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長	重要文化財 所有者
	股張 一男	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 常務理事	観光
行政機関	長崎県土木部都市政策課長		長崎県
	長崎県教育庁学芸文化課長		
	長崎市まちづくり部長		長崎市
	長崎市文化観光部長		

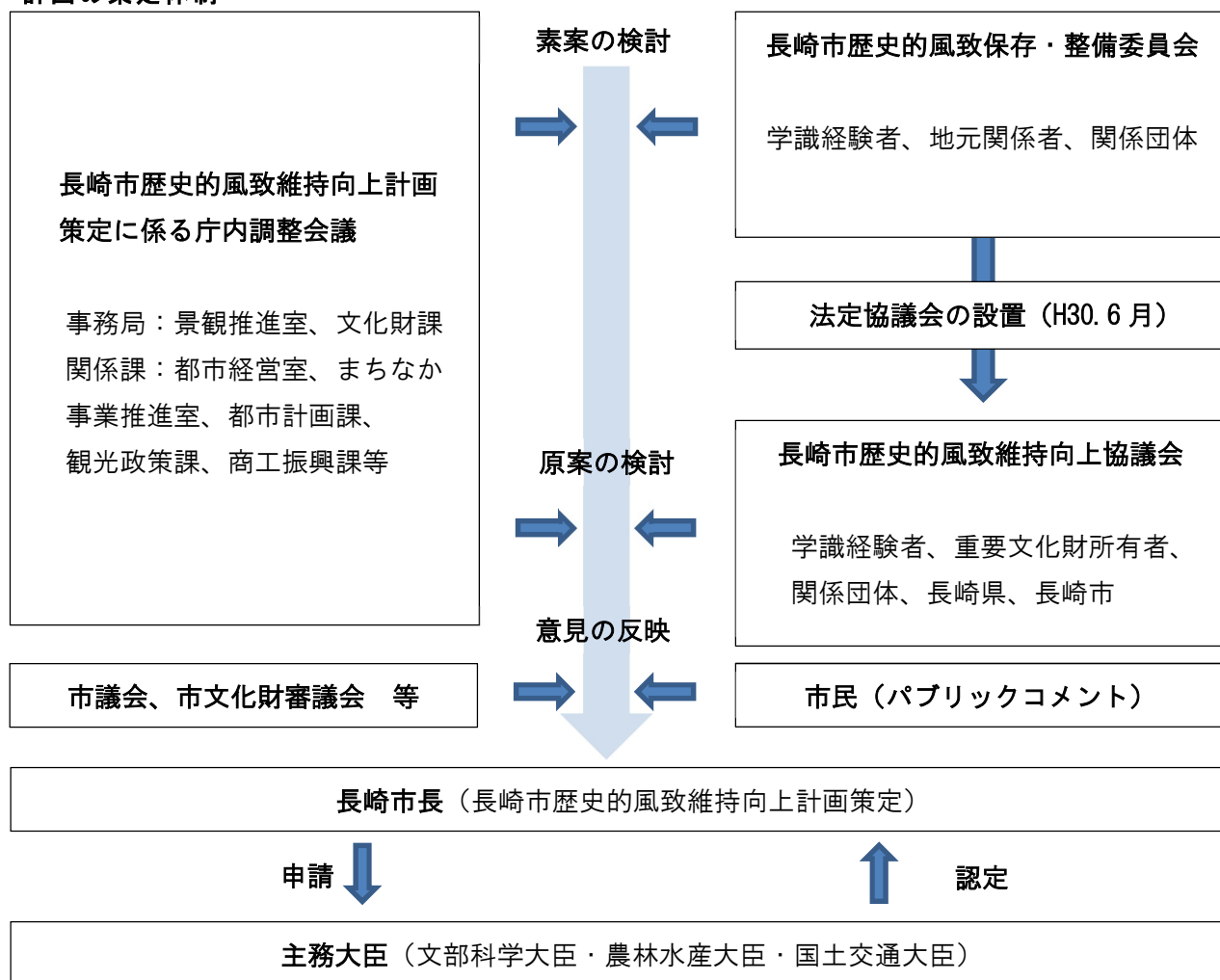
◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時

長崎市歴史的風致保存・整備委員会名簿

氏名	所属団体等
高尾 忠志◎	九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監
下川 達彌	活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長
安武 敦子	長崎大学大学院工学研究科 准教授
浜谷 信彦	活水女子大学健康生活学部 教授
梅元 建治○	(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事
鮫島 和夫	浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表
野村 孝一	東山手地区町並み保存会 副会長
高橋 真理子	東山手地球館 マネージャー
山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長
坂井 恵子	(株)スタジオライズ エディター

◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時

計画の策定体制



長崎市歴史的風致維持向上計画の検討経過

開催日	内容
平成 28 年 (2016) 3 月 25 日	第 1 回 長崎市歴史的風致保存・整備委員会
平成 28 年 (2016) 6 月 2 日	第 2 回 長崎市歴史的風致保存・整備委員会
平成 28 年 (2016) 8 月 17 日	第 3 回 長崎市歴史的風致保存・整備委員会
平成 29 年 (2017) 7 月 7 日	第 4 回 長崎市歴史的風致保存・整備委員会
平成 30 年 (2018) 1 月 31 日	第 5 回 長崎市歴史的風致保存・整備委員会
平成 31 年 (2019) 3 月 29 日	第 1 回 長崎市歴史的風致維持向上協議会
令和元年 (2019) 7 月 25 日	第 2 回 長崎市歴史的風致維持向上協議会
令和元年 (2019) 11 月 11 日	長崎市文化財審議会
令和元年 (2019) 11 月 18 日	第 3 回 長崎市歴史的風致維持向上協議会
令和元年 (2019) 12 月 19 日 ～令和 2 年 (2020) 1 月 17 日	市民意見公募 (パブリックコメント)
令和 2 年 (2020) 2 月 25 日	長崎市歴史的風致維持向上計画 認定申請
令和 2 年 (2020) 3 月 24 日	長崎市歴史的風致維持向上計画 認定